まちかどAEDステーション標章交付制度に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は、自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置するなどの要件を満たした事業所等(以下「まちかどAEDステーション」という。)に標章を交付する制度を設け、市民が不慮の事故や急病で呼吸や脈が停止する重篤な状態になった場合に、直近のまちかどAEDステーションのAEDにより、除細動を行い、市民を救命できる体制を推進することを目的とする。

(AEDの設置の推進)

- 第2条 消防長は、AEDの有効性を地域内の事業所や市民等に広報し、AED の事業所等への設置を推進する。
- 2 消防長は、応急手当の円滑な実施により、安心できる暮らしを目指す「まちづくり」を実現するため、AEDを設置するなど、一定の要件を満たす事業所等に対し、まちかどAEDステーション標章を交付するものとする。

(交付要件)

- 第3条 まちかどAEDステーション標章(以下「標章」という。)は、次に掲 げる要件のすべてに該当する事業所等に対して交付するものとする。
 - (1) AEDを設置するとともに、適切な維持管理をしていること。
 - (2) 従業員等に、AED講習の受講者がいること。なお、当該受講者については、3年を目安として、再講習の受講に努めること。
 - (3) 営業時間中または公開時間中に、AEDを活用した心肺蘇生処置が行えるよう、AED等の資器材を速やかに提供でき、使用後は事業所において整備できること。
 - (4) 広く一般市民への周知を図るため、公表することを承諾できること。

(交付申請)

第4条 標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、標章交付申請書(様式 第1)を消防長へ提出するものとする。

(標章の交付)

第5条 消防長は、当該事業所等が標章の交付要件を満たしていると認めた場合は、標章交付台帳(様式第2)に登載したのち、標章交付証(様式第3)及び標章(様式第4)を交付するものとする。

(標章の掲示)

第6条 標章を交付された事業所等は、標章を事業所等の出入口等、公衆に見えやすい場所に掲示するものとする。

(申請内容の変更及び標章の返納)

- 第7条 交付を受けた事業所等は、交付申請の内容に変更があった場合は、速やかにまちかどAEDステーション交付申請(廃止、休止、変更)届出書(様式第5)を消防長に提出しなければならない。
- 2 消防長は、前項の届けについて、標章の交付要件を満たさないと認めた場合 は、標章交付台帳から削除するとともに、その旨を通知し、標章交付証及び標 章を返納させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。